

わがまち特例による固定資産税等の特例措置について

令和8年10月5日現在

項番	特例適用対象資産	地方税	市税条例	関係法令及び対象者等	土地	家屋	償却資産	税目	特例割合 (厚木市)	特例適用 期間
1	家庭的保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	第349条の3第27項 第702条第2項	第22条の2第1項	児童福祉法第6条の3第9項 ・保育者の居宅等において、少人数の3歳児未満の児童の保育を行う事業		○	○	固定都計	1/3	期間なし
2	居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	第349条の3第28項 第702条第2項	第22条の2第2項	児童福祉法第6条の3第11項 ・障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅において1対1で保育を行う事業		○	○	固定都計	1/3	期間なし
3	事業所内保育事業(利用定員が1人以上5人以下)の用に直接供する家屋及び償却資産	第349条の3第29項 第702条第2項	第22条の2第3項	児童福祉法第6条の3第12項 ・会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育を行う事業		○	○	固定都計	1/3	期間なし
4	汚水又は廃液の処理施設	附則第15条第2項1号	附則第11条第1号	水質汚濁防止法第2条第2項及び同条第3項			○	固定	1/3	期間なし
5	除害施設	附則第15条第2項5号	附則第11条第3号	下水道法第12条第1項又は第12条の11第1項			○	固定	4/5	期間なし
6	都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する公共施設及び一定の都市利便施設	附則第15条第13項	附則第11条第2号	都市再生特別措置法第29条第1項第1号 ・認定事業者が取得する公共施設及び一定の都市利便施設に対する特例措置		○	○	固定都計	1/2	5年間
7	太陽光発電設備	附則第15条第24項1号イ	附則第11条第1号	・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」という。）第2条第2項 ・グリーンイノベーション基金補助金のうち、次世代型太陽電池の開発プロジェクトの支援を受けた者により製造されるペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備			○	固定	1/3	3年間
8	水力発電設備 (出力5,000kW未満)	附則第15条第24項1号ロ	附則第11条第1号	・再生可能エネルギー特別措置法第2条第2項 ・再生可能エネルギー特別措置法第2条第5項に規定する認定発電設備に限る。			○	固定	1/3	3年間
9	地熱発電設備 (出力1,000kW以上)	附則第15条第24項1号ハ	附則第11条第1号				○	固定	1/3	3年間
10	バイオマス発電設備 (出力1万kW未満)	附則第15条第24項1号ニ	附則第11条第1号				○	固定	1/3	3年間
11	地熱発電設備 (出力1,000kW未満)	附則第15条第24項3号ロ	附則第11条第2号	・再生可能エネルギー特別措置法第2条第2項 ・経済産業省の認定を受けた設備			○	固定	1/2	3年間
12	水力発電設備 (出力5,000kW以上)	附則第15条第24項4号	附則第11条第4号	・再生可能エネルギー特別措置法第2条第2項 ・経済産業省の認定を受けた設備			○	固定	7/12	3年間
13	緑化保全・緑化推進法人が設置・管理する市民緑地の用に供する土地	附則第15条第31項	附則第11条第2号	都市緑地法第69条第1項 ・都市緑地法の規定により指定された緑化保全・緑化推進法人が認定を受けて設置・管理する市民緑地の用に供する土地 ※有料で借り受けたものを除く。	○			固定都計	1/2	3年間
14	サービス付き高齢者向け賃貸住宅	附則第15条の8第2項	附則第11条第5号	高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項 ・新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅 〈この特例は固定資産税から特例割合を減額〉		○		固定	2/3	5年間
15	長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンション	附則第15条の9の3第1項	附則第11条第2号	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第1号 ・長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンション 〈この特例は固定資産税から特例割合を減額〉		○		固定	1/2	1年間
16	改修特別特定建築物	附則第15条の11第1項	附則第11条第1号	特別特定建築物について既存建築物バリアフリー改修事業の補助を受けて、建築物移動等円滑化基準又は建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるバリアフリー改修を行った場合に適用 〈この特例は固定資産税等から特例割合を減額〉		○		固定都計	1/3	2年間